

非常用発電設備の遠隔制御等に係る運用

非常用発電設備の遠隔制御等を行う場合は、次によること。

- 1 法第13条第3項に基づき、遠隔制御等は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行われること。
- 2 法第14条の2第1項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容をマニュアル又は内規等実効性のある書類に定めるよう指導すること。
 - (1) 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。
 - (2) 非常用発電設備における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。
 - (3) 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行うこと。
- 3 次の安全措置を講じるよう指導すること。
 - (1) 非常用発電設備の火災安全性を確保するために必要な事項

ア 位置、構造及び設備に係る事項

- (ア) 屋外に設置する非常用発電設備はキュービクル式とすること。
- (イ) 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点40℃以上の第四類の危険物に限ること。
- (ウ) 規制範囲内において発生した火災を有効に消火できる自動起動方式のガス系消火設備を設置すること。

なお、設置方法については法令に準じること。

- (エ) 非常用発電設備のエンジン種類に応じて下表の異常検知装置を設置すること。

表 エンジン種類に応じて設置する異常検知装置

異常検知装置の種類	エンジンの種類		
	ガスタービン	ディーゼル	デュアルフュエル
漏えい油検知装置	○	○	○
漏えいガス検知装置			○
潤滑油温度異常検知装置	○		○
排気温度異常検知装置	○		○
冷却水温度異常検知装置		○	

凡例 ○：必要

- (オ) 漏えい油検知装置は以下の場所に設置すること。
 - a 非常用発電設備からの漏えい油を有効に検知できる場所
 - b 燃料小出し槽からの漏えい油を有効に検知できる場所
 - c 配管接続部等からの漏えい油を有効に検知できる場所
- (カ) 非常用発電設備の状況を確認できる監視装置（監視カメラ等）を設置すること。
- (キ) 非常用発電設備に燃料を供給する屋内タンク貯蔵所がある場合は、次によること。
 - a 屋内タンク貯蔵所の規制範囲内において発生した火災を有効に消火できる自

動起動方式のガス系消火設備を設置すること。

なお、設置方法については法令に準じること。

b 屋内タンク貯蔵所の以下の場所に漏えい油検知装置を設置すること。

(a) 屋内貯蔵タンクからの漏えい油を有効に検知できる場所

(b) 配管接続部等からの漏えい油を有効に検知できる場所

c 屋内タンク貯蔵所の状況を確認できる監視装置（監視カメラ等）を設置すること。

イ 自主保安管理に係る事項

(ア) 異常検知装置の作動を検知した場合、危険物取扱者等が異常を検知した非常用発電設備の所在する場所に駆け付け、異常がないか確認すること。

(イ) 非常用発電設備が運転を開始した場合、危険物取扱者等が当該非常用発電設備の所在する場所に駆け付け、運転状況を確認すること。また、可能な限り、運転終了まで常駐すること。

(ウ) 非常用発電設備が運転終了後、危険物取扱者等が当該非常用発電設備の点検を行うこと。

(エ) 定期点検及び異常検知装置の点検を1年に1回以上実施すること。また、定期点検を実施する義務がない施設については、一般取扱所に係る定期点検項目を踏まえた点検を1年に1回以上実施すること。

(オ) 非常用発電設備に燃料を供給する屋内タンク貯蔵所がある場合は、屋内貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所に係る定期点検項目を踏まえた点検と規制範囲内に設置された漏えい油検知装置の点検を1年に1回以上実施すること。

(カ) 緊急時対応訓練を1年に1回以上実施すること。

(2) 緊急連絡先等の掲示

一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

ア 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

イ 非常用発電設備の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業所等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(3) 遠隔制御場所に係る事項

ア 遠隔制御場所に次の機能を有する遠隔監視装置が設けられていること。

(ア) 次の監視、制御を行うことができること。

a 非常用発電設備の稼働、停止の制御

b 非常用発電設備の作動状況の監視

c 異常検知装置の作動状況の監視

d 消火設備及び自動火災報知設備等の作動状況の監視

e 送油ポンプ及び返油ポンプの作動状況の監視

(イ) 異常検知装置による検知に連動して非常用発電設備が自動停止し、かつ、非常用発電設備への燃料の供給が自動遮断できること。

- (ウ) 漏えい油検知装置に連動して、燃料小出槽に送油及び返油する送油ポンプ及び返油ポンプの作動が自動停止できること。
 - (エ) 遠隔監視装置の停止等に伴い非常用発電設備の遠隔制御等が行えない状態になった場合、これに連動して当該発電設備を自動停止できること。ただし、当該非常用発電設備の所在する場所に、危険物取扱者等が優先的に駆け付けることができる体制である場合は、この限りではない。
- イ 公衆回線遮断時においても、非常用発電設備の現場確認又は初期対応をさせる事業者等に連絡・通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。